平成26年1月31日発行

北海道消費者被害防止
ネットワークニュース No.59

【事務局】北海道立消費生活センター　http://www.do-syouhi-c.jp　《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003　札幌市中央区北3条西7丁目　北海道庁別館西棟2階　TEL　011-221-0110　FAX　011-221-4210

巧妙化する手口
リフォームトラブルに注意!

北海道立消費生活センターに寄せられる住宅リフォームの相談件数が増加しています。平成２３年度の１１４件、平成２４年度の１４２件に対し、今年度は１２月末の段階で１４６件となり昨年度の合計件数をすでに上回っています。また住宅リフォームの相談者は約６０％以上が高齢者となっています。灯油タンクの洗浄などの手口もあり巧妙化してきています。４月１日にせまった消費税率引き上げなどを口実に、契約を急がせたりする業者には気をつけましょう。複数の業者からの見積もりを取ることや、他の人に相談するなど業者の選定は慎重に行いましょう。

≪排水管清掃トラブル≫

・近くで工事をしていますと挨拶を装い、ついでに見てあげますと目的を隠し訪問し、その日のうちに高圧洗浄機を使用して洗浄を行い現金で支払わせて帰る手口もあります。

≪火災保険を利用したリフォームトラブル≫

・電話や訪問などで事業者が「住宅の破損が雪害によるものなら、保険金の範囲内で修理するから自己負担はない」と説明し、「無料」を強調して強引に住宅修理（リフォーム）契約を迫るケースもあります。
・工事代金を水増し請求したり、解約しようとすると工事代金の30～40％の手数料・解約金を要求する業者もいます。

≪屋根の修理や塗装に関するトラブル≫

・ずさんな工事のケースが多く、全額払ってしまって修理が完了しない間に事業者と連絡が取れなくなってしまうケースもあります。

◇◆◇　こんな相談がありました　◇◆◇

折込チラシを見て連絡し、建築業者に屋根工事の見積もりと損害保険の申請手続きをしてもらった。修理見積は９３万円。保険会社の査定後、保険給付金８０万円が振り込まれた。他の建築業者数社から見積もりを取ったところ保険給付金だけで修理できることがわかった。工事契約はしないことを伝えたら違約金として工事金額の４０パーセントの請求を受けた。納得できない。

業者が訪問してきて「役場に頼まれて近くまで来た」といい、「個人の排水管は役場ではやらないので洗浄をしないか」と言った。通常３万円のところ２万にすると言われ署名したが、今すぐやらなくてもよいので断わりたい。

高齢の母宅に突然業者が訪問し、灯油タンクが汚れているので掃除をしたほうが良いとしつこく言われ、承諾。灯油タンクの洗浄と盗難用キャップの取り付けをして１万２千円を払った。母はあきらめているが返金してほしい。

≪消費者へのアドバイス≫

・本当に必要な工事なのかよく考えて必要のない工事の勧誘はきっぱり断る。
・見積もりは複数の業者からもらうなど比較し慎重に判断する。
　住宅リフォーム紛争処理支援センター（http://www.chord.or.jp/index.php）では工事の見積もりに関する質問や相談を受け付けています。
・修理代金を全額前払いすることは避ける。
・訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、契約書面を受け取ってから８日以内であればクーリング・オフができます。

おかしいなと思ったら、すぐにお近くの消費生活相談窓口や当センター相談専用窓口へご相談ください。

北海道立消費生活センター　相談専用電話　050-7505-0999

予告！

特別相談：住宅トラブル１１０番

～リフォーム・賃貸・修繕～実施します。

北海道立消費生活センターと札幌弁護士会は、共同で特別相談を実施します。

受付：平成26年3月1日（土）10:00～15:00

特設電話番号：011－231－7711（当日のみ）

詳しくはセンターホームページに掲載予定です。
http://www.do-syouhi-c.jp/
※電話相談のほか来所相談も受け付けます。なお来所は事前予約が必要です。
主催：北海道立消費生活センター、札幌弁護士会

ネット通販・ネットオークション詐欺の被害が増加しています！

その販売サイトは信用できますか？

- **連絡先がメールアドレスしかない**
  法令によって社名（氏名）や住所、電話番号などを表示する義務があります
- **正規の販売価格より大幅に安い**
- **掲載されている日本語が不自然**
  機械翻訳のような不自然な日本語が表記されている

そのオークション出品者は信用できますか？

- **最低落札価格が低すぎる**
- **不自然な出品者評価**
  短時間に良い評価が集中している
- **出品者と振込口座が違う**
  会社名義の出品なのに振込先が外国人名義になっている

振り込む前に自分で確認しましょう！

「怪しい」と感じたら取引をやめましょう！

被害に遭ってしまったら、お近くの警察署・消費生活センターに相談して下さい。

サイバー防犯ひろば　検索

発行：北海道警察本部
サイバー犯罪対策課
TEL（011）251-0110
（内線 741-3406）

見守り新鮮情報 第181号

事例1 業者から「**出資しないか**」と電話があり、その後訪問を受けた。仕組みは分からなかったが、**利率**が**10～12%**との説明を受け、家族に内緒で自分の小遣いから**10万円**出資した。後日**約款**を読んだところかなり**リスクが高い**ことが分かった。リスクがあることが分かっていたら出資していなかった。**国の機関**で**認められた**業者であると言っているが本当か。
（70歳代　男性）

事例2 自宅に投資組合から、**もうかる**ので投資するよう勧誘の電話がかかってきた。「**金融庁**に**届出**を出しているから**悪質業者ではない**」というが、信用できるか。（60歳代　男性）

届出業者だから安心？「プロ向けファンド」のトラブルに注意

ひとこと助言

- 「プロ向けファンド」とは、プロ投資家向けに販売・運用が行われるハイリスクで複雑な商品ですが、制度上証券会社などのプロが一人でもいれば一定人数の一般投資家も勧誘できるため、知識や経験の乏しい高齢者などに販売される場合があり、トラブルが報告されています。
- プロ向けファンドの業者は金融庁（財務局）に届出をしていますが、信用が保証されているわけではありません。
- 事例の他にも「必ずもうかる」「元本保証」などと法律に反する説明をされたり、1千万円以上支払ってしまったりするケースも見られます。
- プロ向けファンドでは、被害回復が難しいケースが多々あります。取引内容が理解できない場合は、絶対に契約してはいけません。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター　本文イラスト：黒崎 玄　2014年1月21日